

.....	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案	新旧対照条文	目次		
○	土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)	(抄)	(第一条関係)	1	
○	土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)	(抄)	(第二条関係)	10	
○	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第	号)	(抄)	(附則第四条関係)	28

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査（第三条―第五条）</p> <p>第三章 区域の指定等</p> <p>第一節 要措置区域（第六条―第十条）</p> <p>第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条）</p> <p>第三節 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制</p> <p>第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条―第二十一条）</p> <p>第二節 汚染土壤処理業（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第七章 雑則（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第八章 罰則（第六十五条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項、第四條第二項及び第三項本文並びに第五條の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査（第三条―第五条）</p> <p>第三章 区域の指定等</p> <p>第一節 要措置区域（第六条―第十条）</p> <p>第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条）</p> <p>第三節 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制</p> <p>第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条―第二十一条）</p> <p>第二節 汚染土壤処理業（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第七章 雑則（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第八章 罰則（第六十五条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項、第四條第二項及び第五條の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査</p>

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 (略)

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 (略)

(新設)

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきこと

報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第三項本文及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。）の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと料料するとき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 4 (略)

(台帳)

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

を命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと料料するとき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 4 (略)

(台帳)

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

<p>2・3 (略)</p> <p>第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制</p> <p>第二節 汚染土壌処理業</p> <p>(汚染土壌処理業)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三 年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同 号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない 者(トにおいて「暴力団員等」という。)</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制</p> <p>第二節 汚染土壌処理業</p> <p>(汚染土壌処理業)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちイ又はロのい ずれかに該当する者があるもの</p> <p>(新設)</p>
---	---

その法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 ㄱ 9 (略)

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 ㄱ 四 (略)

(譲渡及び譲受)

第二十七条の二 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

4 ㄱ 9 (略)

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二 ㄱ 四 (略)

(新設)

(合併及び分割)

第二十七条の三 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合（汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壌処理業者の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業者の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。

(新設)

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七条の四 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業者を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。）が当該汚染土壌処理業者を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

(新設)

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第二十二條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條第三項（第二号ホに係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。

第五章 指定調査機関

(変更の届出)

第三十五条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。

第七章 雑則

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

第五章 指定調査機関

(変更の届出)

第三十五条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。

第七章 雑則

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三〇十 (略)

(都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第三項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力)

第六十一条の二 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。

第八章 罰則

一 (略)

二 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三〇十 (略)

(都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(新設)

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二〇六 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二〇六 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査（第三条―第五条）</p> <p>第三章 区域の指定等</p> <p>第一節 要措置区域（第六条―第十条）</p> <p>第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条）</p> <p>第三節 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制</p> <p>第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条―第二十一条）</p> <p>第二節 汚染土壤処理業（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第七章 雑則（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第八章 罰則（第六十五条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査（第三条―第五条）</p> <p>第三章 区域の指定等</p> <p>第一節 要措置区域（第六条―第十条）</p> <p>第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条）</p> <p>第三節 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制</p> <p>第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条―第二十一条）</p> <p>第二節 汚染土壤処理業（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条）</p> <p>第七章 雑則（第五十四条―第六十四条）</p> <p>第八章 罰則（第六十五条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第二章 土壤汚染状況調査</p>

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第三条 (略)

2 6 (略)

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定める

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第三条 (略)

2 6 (略)

(新設)

(新設)

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形

ところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二・三 (略)

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 (略)

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(新設)

一・二 (略)

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 (略)

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかの場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

(汚染の除去等の措置)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかの場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていな

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

い」と認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

6 前三項の規定によつて講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができない。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求）
第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用について、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）
第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担

度において、請求することができ。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置又は当該指示措置に係る前条第一項第一号に規定する環境省令で定める汚染の除去等の措置（以下この項において「指示措置等」という。）に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該実施措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。当該実施措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為

二・三 （略）

（適用除外）

第十条 第三条第七項及び第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二・三 （略）

（適用除外）

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二 四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 (略)

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(新設)

一 三 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

(適用除外)

第十三条 第三条第七項及び第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思量するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定を申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 4 (略)

第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壤(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該要

(適用除外)

第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第三項本文及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思量するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定を申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 4 (略)

第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壤(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該要

措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

六 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地

七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更を要する形質変更時要届出区域の所在地

八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更を要する措置区域等の所在地

九・十 (略)

2～4 (略)

措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

(新設)

五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地

(新設)

(新設)

六・七 (略)

2～4 (略)

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

ロ 当該自然由来等土壌があつた土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の措置区域等の間において、一の措置区域から搬出された汚染土壌を他の措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

四・五 (略)

2 前項第二号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

(新設)

(新設)

二・三 (略)

(新設)

変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう。

3 第一項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)
第二十条 (略)

2
2
8 (略)

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)
第二十条 (略)

2
2
8 (略)

9

前各項の規定は、汚染土壌を他人に第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中「(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第三項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第四項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壌使用者」という。)」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第六項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

(新設)

(虚偽の管理票の交付等の禁止)
第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（国等が行う汚染土壌の処理の特例）

第二十七条の五 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壌の処理の事業についての第二十二条第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があつたものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 指定支援法人

（業務）

第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（新設）

第六章 指定支援法人

（業務）

第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要

な助言を行うこと。

イ (略)

ロ 要措置区域等内の土地に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置

ハ (略)

三・四 (略)

第七章 雑則

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項又は第十二条第五項の規定による命令をしようとすときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 第三条第四項及び第八項、第四条第三項、第五条第一項、第

な助言を行うこと。

イ (略)

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ (略)

三・四 (略)

第七章 雑則

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとすときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四

七条第二項、第四項及び第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第二項の命令に関する事務

三〇八 (略)

九 第七条第十項の汚染の除去等の措置に関する事務

十 第十二条第一項第一号の確認に関する事務

十一 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第七条第六項又は第九条の規定に違反した者

三〇六 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第五項若しくは第七項又は第二十三条第三項若しくは

項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三〇八 (略)

九 第七条第五項の指示措置に関する事務

(新設)

十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

三〇六 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第五項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第

第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

三 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者

四 (略)

五 第十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

六 第二十条第一項(同条第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

七 第二十条第三項前段又は第四項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

八 第二十条第三項後段(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

九 第二十条第五項、第七項又は第八項(これらの規定を同条第

一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

(新設)

二 (略)

三 第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理

九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

十・十一 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～四 (略)

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

票又はその写しを保存しなかった者

八・九 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

一～三 (略)

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十九条 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第 号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土壌汚染対策法の一部改正） 第三百五十六条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。 第八条第二項を次のように改める。 2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 当該<u>実施措置</u>を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間<u>行使しない</u>とき。 二 当該<u>実施措置</u>を講じた時から二十年を経過したとき。</p>	<p>（土壌汚染対策法の一部改正） 第三百五十六条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。 第八条第二項を次のように改める。 2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 当該<u>指示措置等</u>を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間<u>行使しない</u>とき。 二 当該<u>指示措置等</u>を講じた時から二十年を経過したとき。</p>